

國學院大學学術情報リポジトリ

『萬葉集』 卷十六の散文表現：
「口号」を中心として

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-05 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 橋本, 亜佳子 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00000790

『萬葉集』 卷十六の散文表現―「口号」を中心として

橋 本 亜佳子

キーワード

万葉集 有由縁（并）雑歌 左注的題詞型 口号 日本書紀

一、はじめに

『萬葉集』卷十六は、「有由縁（并）雑歌」という標目を持ち、多くの歌に作歌契機が散文で記される。特に、第一部には、男女をめぐる説話的要素を有する、冒頭が「昔」で始まる左注的題詞型、「右、伝へて云はく」から始まる伝云型の散文を伴う和歌が配列されている。左注的題詞型・伝云型は、それぞれ四つの歌群によってなるが、その中に類似した話型が見られる。

A 昔壮士あり、新しく婚礼を成す。未だ幾時も経ねば、忽ちに駄使となりて、遠き境に遣はされぬ。公事は限りあり、会ふ期は日なし。ここに娘子、感慟悽愴、疾疢に沈み臥しぬ。累年の後に、壮士還り来り、覆命すること既も了りぬ。乃ち詣り相視るに、娘子が姿容の、疲羸すること甚異だしくして、言語哽咽す。ここに壮士、哀嘆びて涙を流し、裁歌口号。その歌一首

かくのみにありけるものを猪名川の奥を深めて我が思へりける

（16三八〇四）

娘子、臥しつゝ、夫君の歌を聞き、枕より頭を挙げ、声に応へて和ふる歌一首

ぬばたまの黒髪濡れて淡雪の降るにや来ますここだ恋ふれば

（16三八〇五）

今案ふるに、この歌は、その夫使はされて、既に累載を経ぬ。而して還る時に当たりて、雪降る冬なり。斯に因りて、娘子この淡雪の句を作るか。

或る本の反歌に曰く

B 我が命は惜しくもあらずさにつらふ君によりてそ長く欲りせし

（16三八一三）

右、伝へて云はく、時に娘子あり、姓は車持氏なり。その夫久しく年序を経れども、往來をなさず。ここに娘子、係恋に心を傷ましめ、痼疾に沈み臥せり。瘦羸せること日に異にして、忽ちに泉路に臨む。ここに使ひを遣り、夫君を喚び来す。乃ち歎歎き涙を流し、口号斯歌、登時逝没りぬ、といふ。

Aは、新婚の夫婦が、夫が仕事で任地に赴いている間に妻は病の床につき、帰宅の際に、絶え絶えになった妻を見て夫が詠む歌。一方、Bは、三八一〇番歌「夫君に恋ふる歌」の或本の反歌であり、縁を結びつつ便りをよこさない男に、心を痛めて病に沈み、臨終の際に娘子が詠んだとする歌である。

この二首は、歌い手の性別は異なるものの、二重傍線部「沈臥疾瘵」「沈臥痼疾」「瘦羸甚異」「瘦羸日異」など娘子が衰えゆくさまは、表現上にも類似点が見られる。さらに、「裁歌口号」「口号斯歌」として、声に出して詠うさまを同じく、特異な表記「口号」として表現する点が一致する。卷十六には、このような表現を用いている箇所は他には見えないが、ほぼ同一な内容の話型の散文に利用される点が注目される。近年、近藤信義氏が、この「口号」を含む、集中の題詞・左注にあらわれる〈うたふ〉をめぐる文字「歌・詠・誦・唱・吟・読・口吟」を分析し、これらすべてを「ウタフ」と訓むことが可能であることを述べられた。どの例も、歌が口頭（オーラル）の状態にあること、従って、即興性のあることから、共通して適用できる訓みは「ウタフ」に基づいた活用形態が自然であろうと述べられる。また、

この「口号」に関して、「くちづさみ・くちづさぶ」の訓みは、〈うたふ〉の概念の中に位置づけることができるが、「おらぶ・おらばし」の訓は〈うたふ〉の概念に位置づけ得るとはいえず、訓みとして相応しいとはいえないとされる。

このような、訓みのゆれから、解釈が充分ではないことが想定されるが、「声に出して詠う」という行為にあえて「歌」や「詠」などを利用しない点には、そこに何らかの意味が見出せるのではないだろうか。そこで、本論では、集中に見られる「口号」と『日本書紀』にある用例とを比較しながら、巻十六における題詞・左注における散文表現について考察してみたい。

二、集中の「口号」

集中には、先に挙げた巻十六の例以外に巻十八と巻二十に、それぞれ用例を見出すことが出来る。

C 二十五日に、布勢の水海に往くに、道中馬上口号二首

浜辺より我が打ち行かば 海辺より迎へも来ぬか 海人の釣舟

(18) 四〇四四

沖辺より満ち来る潮の いや増しに 我が思ふ君が み船かもかれ

(18) 四〇四五

D 山村に幸行ましし時の歌二首

先太上天皇、陪従の王臣に詔して曰はく、「夫れ諸王卿等、宜しく和ふる歌を賦して奏すべし」とのりたまひて、即御口号曰

あしひきの山行きしかば 山人の朕れに得しめし 山づとそこれ

(20) 四二九三

舍人親王、詔に応へて和へ奉る歌一首

あしひきの山に行きけむ 山人の心も知らず 山人や誰

(20) 四二九四

右、天平勝宝五年五月に、大納言藤原朝臣の家に在りし時に、事を奏すに依りて請問する間に、少主鈴山田史土麻呂、少納言大伴宿禰家持に語りて曰く、昔、この言を聞くといいひて、即ちこの歌を誦せるなり。

この「口号」は、今、底本として『新編日本古典文学全集』が「オラブ」と訓むほか、注釈書の多くは、『日本書紀』の古訓を根拠に「クチズサム」とするが、この他にも「ヨム」・「ウタフ」または、音読して「コウゴウ」とするなど、さまざまな訓みが試みられている。諸写本には、該当箇所訓みは見られないが、近世の注釈書の中では、『萬葉拾穂抄』が「クチスサプ」(三八四〇・題詞)・「クチスサミ」(三八一三・左注、四〇四四・題詞)・「クチスサニ」(四二九三・題詞)と訓み、『萬葉集僻案抄』が、これをすべて「ウタフ」とする。これ以後、『萬葉考』・『萬葉集古義』ともに、これに倣い「ウタフ」と訓む。この『僻案抄』に始まる「ウタフ」の訓みは、その後、鴻巣盛広『萬葉集全釈』に引き継がれ、『全釈』では、集中の「口号」四例の、すべてを「クチズサム」とした。これ以後、注釈書は「クチズサム」とするものが多くみられる。その一方で、『日本古典文学全集』・『新潮日本古典集成』や、先の『新編日本古典文学全集』が一貫して、これを「オラブ」、『新日本古典文学大系』が、すべて「コウゴウ」とするなど、近年に至っても一定ではない。先にも述べたように、このような訓みのゆれは、「口号」自体の解釈が明確ではないことが原因と考えられる。

「口号」を「オラブ」とする訓みの根拠とされるのは、一八〇九番歌の

…菟原壮士い天仰ぎ 叫びおらび（叫於良妣）地を踏み きかみたけびて もころ男に 負けてはあらじと…

（⑨一八〇九）

の傍線部分となる。この虫麻呂の作歌は、「菟原処女の墓を見る歌」の二男一女の話型の中で、千沼壮士が亡くなった菟原処女の後を追いつ、遅れをとった菟原壮士が、天を仰いで叫び、地を踏んで悔しがる様を表した表現である。この虫麻呂作歌と同様に「口号」を「オラブ」と捉える場合には、歌を「クチズサム」という意味よりも「泣き叫ぶ」という嘆きの意味が含まれている解釈であることが理解される。先に挙げた、巻十六における、悲嘆して詠うA・Bの場合、この「オラブ」の意味が違和感なく解釈し得る。しかし、大伴家持による布勢の水海の遊覧の際に詠まれたCや、家持が山田史土麻呂から聞いたという伝承を持つ、元正天皇の御製のDでは、虫麻呂歌や、A・Bの持つ悲哀の意味は見出せない。

これらすべてを「オラブ」の訓みを採用する『日本古典文学全集』は、その頭注で、「号」字が、『一切経音義』に「呼也、大呼也、亦哭

也』とあること、『新編日本古典文学全集』もまた、『一切経音義』を根拠に、「大声を発する」または「泣く」意があることを注する。⁽³⁾『萬葉集全注』は、D例の注として、同じく「呼也、大呼也」を用い、

万葉集でも卷第十六の「三八〇四」の題詞や「三八一三」の左注の中で、男が瀕死の妻に、あるいは瀕死の女本人が精一杯に声を放つて歌を唱うのにこの「口号」が使われており、家持も越中守時代都から来訪した田辺福麻呂を布勢水海に案内する途中で「馬上口号」した（18・四〇四四題詞）としている。これも元正天皇が多数の「諸王卿」に聞こえるようになり大きな声で諸王臣に呼びかけたことをいうのであろう。

とし「大声で発すること」を示したものと捉えた。⁽⁴⁾しかし、このように、単に声量の大きさと捉えることは可能であろうか。Aでは「哀嘆びて涙を流し、歌を裁りて」とあり、Bでは「歔歔き涙をし、この歌を」「口号」するのであり、涙を流しつつ詠う様を示しており、むしろ「オラブ」と解釈した場合には、「号」字の「大呼」よりも、「哭」といった意味の方が、適切な解釈に思われる。このように、集中の四例においても、「クチズサム」もしくは「オラブ」と、どちらかに統一して捉える場合には、違和感を持つ例が生じてしまう。これを統一しない注釈としては『講談社文庫』が挙げられるが、ここでは、Cの「馬上口号」のみ、単に「ウタヘル」とし、A・B・Dを「クチズサム」として、同じ「口号」の訓みの区別をするものの、その相違については触れられてはいない。この「口号」は、『日本書紀』にも三例の用例を見出すことが出来る。次に、その例を挙げてみたい。

三、『日本書紀』の「口号」

E 庚戌に河上の小野に幸す。虞人に命せて、獸を駭らしめ、躬ら射むと欲して待ちたまふに、虻、疾く飛び来て、天皇の臂を嚼ふ。是に蜻蛉、忽然も飛び来て、虻を齧ひて将ち去ぬ。天皇、厥の心有ることを嘉したまひ、群臣に詔して曰はく、「朕が為に、蜻蛉を讃めて歌賦せよ」とのたまふ。群臣、能く敢へて賦者莫し。天皇乃口号曰

倭の鳴武羅が嶽に猪鹿伏すと誰れかこの事大前に奏す…

（卷第十四・雄略天皇・四年八月条）

F 冬十月の庚戌の朔にして甲子に、紀溫湯に幸す。天皇、皇孫建王を憶ほしいでて、愴爾み悲泣びたまひ、乃口号曰

山越えて海渡るともおもしろき今城の内は忘らゆましじ 其の一

水門の潮のくだり海くだり後も暗に置きてか行かむ 其の二

愛しき吾が若き子を置きてか行かむ 其の三

とのたまひ、秦大藏造万里に詔して曰はく。「斯の歌を伝へて、世に忘らしむること勿れ」とのたまふ。

（卷第二十六・齊明天皇・四年十月条）

G 冬十月の癸亥の朔にして己巳に、天皇の喪、歸りて海に就く。是に皇太子、一所に泊てて、天皇を哀慕ひたてまつりたまひ、

乃口号曰

君が目の恋しきからに泊てて居てかくや恋ひむも君が目を欲りとのたまふ。

（卷第二十六・齊明天皇・七年十月条）

記紀には、『萬葉集』ほど、歌うことを示す語のバリエーションは多く見られない。『古事記』において、歌を歌うことを示す場合、一一一例のほとんどが「歌曰」・「其歌」などが利用され、一例のみ「語白」がある。一方、『日本書紀』には、一一八例中、多くは『古事記』と同様「歌曰」とあるが、当該の「口号」の他には、「報歌奉曰」「御謠曰」「謠曰」「謠歌」「問曰」「彈曰」「室寿曰」「詰曰」「童謠有曰」「送曰」「口唱」「和唱」などの例がみられる。

『日本書紀』において「口号」を用いるE例は、詔に答えられない群臣に代わって、雄略天皇が自ら「口号」したとする例。Fは、齊明天皇が、紀溫湯に行くことで建王を思い出し「口号」したとあり、Gは、皇太子である中大兄皇子が、齊明天皇を思い出し「口号」したとする用例である。Eの雄略紀の「口号」には、兼右本に「クチツウタ」、前田本に「クツウタ」・「クチウタ」の古訓が見出せ『時代別国語大辞典（上代編）』にも、「口」の項目の【考】に、「古訓にみえる「天皇、憶皇孫建王」、愴爾悲泣。乃口号曰（齊明紀四年）」などのクチウタ・クツウタは、くちずさみの意」とある。Eにある前田本の古訓を解釈することで、以後の注釈書では、歌を歌うことの意味

「クチツサム」として反映されてきたことが理解される。

これら『日本書紀』「口号」の例と、集中の例を比較すると、Eは、Dの家持が伝え聞いた、詔に自ずから和す天皇のあるべき姿を示し、詔に応えられない群臣に代わって口号する例として非常に類似した話型にあることが理解される。この話型の類似と「口号」との関連性には多くの指摘が見られる。阿部りか氏は、Dの天皇が自ら「口号」し、諸臣に歌を求めることと、Eの雄略紀で、統治者が歌を臣下に求めること、すなわち、ここは、天皇の権力の誇示を意味するものとし、ここでの「口号」は、単なる天皇と臣下の和楽ではなく「権力」の誇示であるとみなす⁽⁶⁾。また、藤原茂樹氏は、D例に関して、

数年後に日本書紀を編纂する親王の脳裏に山中で自分たちに相似する山神の一行と遭遇した偉大な雄略天皇との遠い暗合を想い描く事がなかったとはいえないとすれば、雄略天皇が日本紀中ではじめて口号をなした聖帝であろうこととあいまって、山村行幸で山人と出合ったという今上天皇もまた雄略天皇に比肩し得る聖なる帝王であると賞賛することをも含みもつことになる。

として、D例はE例を念頭に置かれたものであることを述べられる⁽⁷⁾。さらに、居駒永幸氏は、Eの用例から「口号」する「雄略」神とする意識⁽⁸⁾を認め、群臣が詠めない歌を詠んだという「超越性」を示すものと見なす。いずれの論も、集中のDにおいて、元正天皇が「陪従の王臣に歌を奏すべし」と詔をしながらも、自ら歌を「口号」する事の規範として、E例にある雄略天皇の場面を想起するために同じ「口号」を、Dにもあえて用いたと論じられている。

その一方で、『日本書紀』F・G例の、斉明紀にみられる二例は、君臣と天皇との関係性を示すD・E例との共通点は見出せない。Fは、紀溫湯に行くことで、斉明天皇が早世した孫、建王を思い出し悲しむ場面に用いられ、Gは、その斉明天皇が亡きことを思い出した、天智天皇が悲しみ詠う場面で利用される。これらの用例は、むしろ、集中のA・Bの由縁における「悲哀」を示すものに近い例として見る事が可能となる。さらに、『日本書紀』では、実際に建王が薨じた斉明天皇四年五月条に、F例同様、天皇自らが、次のような挽歌を残している。

五月に、皇孫建王、年八歳にして薨せましぬ。今城谷の上に殯を起てて収む。天皇、本より皇孫が有順なるを以ちて器重めたまふ。故、哀に忍びず傷働ひたまふこと極めて、甚し。群臣に詔して曰はく、「万歳千秋の後に、要ず朕が陵に合葬れ」とのたまふ。廻ち作歌し

て曰はく、

今城なる小丘が上に雲だにも著くし立たば何か嘆かむ 其の一

射ゆ鹿猪を認ぐ川上の若草の若くありきと吾が思はなくに 其の二

飛鳥川漲ひつつ行く水の間も無くも思ほゆるかも 其の三

とのたまふ。天皇、時々唱ひたまひて悲哭したまふ。

（卷第二十六・齊明天皇・四年五月条）

この、傍線部からも、F例が、悲哀を示す例と見なすことが可能となろう。また、『日本書紀【歌】全注釈』では、紀温湯行幸時の建王悲傷歌の口号の注釈として、

「口号」は、他に紀75と紀123に見え、狩猟や船旅という、行幸での歌に用いられる。簡文帝の詩は、『藝文類聚』卷28・人部・遊覽に収載されるが、行幸時の作あるいは船中詠と見なされた三首は、遊覽に分類される口号詩に通じる歌のあり方と見なされたものか。

『万』には「口号斯歌。登時逝歿也」（16・三八一三左注）とあり、文字に書かずにその場で口ずさんだ誦詠歌の意

とする。ここでは、簡文帝の詩が、『藝文類聚』の「遊覽」にあることから、『日本書紀』の三例の「口号」と「遊覽」との関わりがあることを指摘する。確かに、集中の例には「布勢の海水に往く」C例や「山村に幸行ましし時」とあるD例も、遊覽に通じるものと見ることが可能である。そして、集中の例に関しては、Bを例に挙げ、「文字に書かずにその場で口ずさんだ誦詠歌の意」とする。しかし、ここで再び、「口号」の例を見ると、Aでは「哀嘆びて涙を流し」とし、Bには「乃ち歔歔き涙をし」とあり、悲哀の中で歌を「口号」した様が表されている。そして、『日本書紀』の例においても、齊明天皇に関わる例、Fでは「愴爾み悲泣びたまひ」、Gにおいても「天皇を哀慕ひたてまつりたまひ」とみえ、それぞれA・Bに通じる悲しむ様を示す表現が見出せる。これらを「文字に書かずにその場で口ずさんだ」ものと捉えることは可能であるが、やはり、すべてが「遊覽」と結びつくとは言いがたい。

このように、『萬葉集』と『日本書紀』の「口号」は、『藝文類聚』に見られるように「遊覽」的性質を有するものであることが理解される。これをまとめると、A・Bでは、〈悲哀〉、F・Gでは〈悲哀〉と〈遊覽〉を併せもつ例、C・D・Eでは、〈遊覽〉の例のように区別することが出来よう。

四、「口号」

先にも触れてきたように「口号」自体は、『芸文類聚』の「口号詩」による享受とする見方が一般的であり、小島憲之氏は、『日本書紀』が、直接『芸文類聚』を利用した巻として「雄略紀」を挙げている。⁹⁾ 居駒氏によれば、『日本書紀』の「口号」は、『芸文類聚』の「口号詩」に典拠が求められるとともに、それは「遊覧」において「口号」が作られる知識に基づくことが考えられるものとし、斉明紀の例と巻十八・二十も遊覧での作として合致しているものと認めている。そして、雄略を獵の場で、即興的に始めて歌を詠んだ天皇として位置づけ、これが「口号詩」が簡文帝に始まるのと同様であると見なす。¹⁰⁾ しかし、この「口号詩」について、近年、先の阿部氏や、鈴木敏雄氏¹¹⁾をはじめとし、鮑照の「還都口号詩」が、さらに早い例として指摘されている。また、山田英雄氏は、全唐詩の口号の例は、いずれも「途中——船中——路中——馬上——」などの例が多く、「何れも推敲を重ねていない即製の詩」であり、「原稿もなく即席に口に出し詠ずること」を示すこと、唐全代に見えるが、盛んに行われたのは中唐までで、晩唐は少ないこと、唐代以降宋代には別の意味を持つようになることを述べる。¹²⁾ 例えば、日本においても、平安朝の漢詩文では、「向西京過孔門口号」(『本朝麗藻』・勘解相公)「九月九日口号」(『菅家後集』・菅原道真)など見え、後世には、本来の詩題としてのみ利用されていることがわかる。さらに、山田氏によれば、全唐詩と『萬葉集』の「口号」には、文法上の差がみられるとする。全唐詩は、動詞とすれば「自動詞」であるが、集中は「他動詞」として用いられるもので、集中では、「口号して裁歌」とあり、「口号」とは別に歌が作られていると述べる。そして、「口」と「号」字の、それぞれの意味を強く意識している「望文生義」即ち、文章を解釈するときに、一つ一つの字義をくわしく考えず、前後の文脈から当て推量で解釈しているのではないかという疑念を示される。さらに、阿部・山田の両氏は、「口号」の使用例に区別を見出している。阿部氏は、「斉明紀の例と巻16に関しては、感情の昂りにしたがって歌が詠まれた場合に用いられている」ものとし、山田氏は、「集中でも、巻16の2例とそれ以後は異なる用例には、筆者の違いがあるのではないか。万葉集においては、口号は唐詩におけるように特定の意味には使用されていない。」と述べるが、いずれも憶測に留まっている。

ここで、直接的に享受されたとする、鮑照の「還都口號」、また、梁簡文帝の「梁簡文帝、仰衛尉新渝侯巡城和口號詩曰」は、双方と

も詩題として「口号」が利用される。先の居駒氏の指摘のように、梁簡文帝の「口号詩」は、『芸文類聚』『遊覽』部にある。この点は、C例や、D例などに通じており、また『日本書紀』の例では、E「庚戌に河上の小野に幸す」F「紀温湯に幸す」G「天皇の喪、帰りて海に就く」などの記述に行幸時に詠まれたことが窺え、共通性が見出せよう。しかし、やはり、元とされる口号詩の内容からも、A・BやF・Gが有する悲哀性は窺うことが出来ない。しかし、なぜ、これを享受した集中の題詞や『日本書紀』が、「口から自ずと詠われた」という本来の意味には留まらない、〈悲哀〉を有する表現として利用されたのかという点に疑問が残る。そこで、次に上代文献の中に見出せる「号」字に「オラブ」の意味を有する例があることに着目してみたい。

五、「オラブ」

「オラブ」とされる具体的な例を見てゆくと、集中では、冒頭に述べたように、虫麻呂による菟原処女の歌に、「叫びおらび（叫於良妣）」の一例のみ用例が見られる。この語は、松岡静雄『新編日本古語辭典』^①には、「紀には啼哭、叫啼、哀號等をオラブと訓してある」と指摘があるように『日本書紀』の古訓の中に「オラブ」とする例があることが指摘される。具体的には、以下の例である。

- ① 而して八日八夜、**啼哭**悲しび歌ふ。
（卷二・神代下・第九段・正文）
- ② 乃ち天皇の陵に向ひて**叫哭**、自ら死れり。
（卷六・垂仁天皇・九十九年明年三月）
- ③ 時に時大鷦鷯尊、**標擗ち叫哭**、所如知らに、乃ち髪を解き屍に跨りて、三呼ばひて曰はく、「我が弟の皇子」とのたまふ。
（卷十一・仁徳天皇即位前紀）
- ④ 屍を抱き、駭き惋きて所由を解らず。反側び**呼号**、頭脚に往還するをも、天皇、尚し誅したまふ。
（卷十四・雄略天皇即位前紀・三年冬十月）
- ⑤ 時に隼人、昼夜陵側に**哀号**、食を与えども喫はず、七日にして死ぬ。
（卷十五・清寧天皇元年・冬正月）
- ⑥ 穴に臨みて**哀号**、言深に更に働きます。
（卷十五・顯宗天皇二年・二月是月）
- ⑦ 臥す泣き、**行号**、雛の恥を雪めむと志ふ。
（卷十五・顯宗天皇二年・春三月）

ここの、①から⑦の古訓は、以下となる。

- ① 東山御文庫本「オラブ」・『日本書紀私記（乙本）』呼良布
 - ② 前田本「オラヒナイタマフテ」・北野本（四類）「オラヒナキ」「オラヒナイ」・穂久邇文庫本「ヲラヒナキ」「ヲラヒナク」
 - ③ 兼右本「ヲラヒナイ」
 - ④ 前田本「ヨハヒオロラヒテ」(右)「オラヒヨハフ」(左)
図書寮本「オハヒオラヒテ」(「オハヒ」ハ「ヨハヒ」ノ誤) (右)「オラヒヨハフテ」(左)
穂久邇文庫本、兼右本「ヲラヒナク」「オラヒナイ」
 - ⑤ 図書寮本「ミ(ササキ)のホ(トリ)にワラフ」(「ワ」ハ「オ」の誤)
穂久邇文庫本・兼右本「ヲラフ」
 - ⑥ 図書寮本・穂久邇文庫本・兼右本「サケヒタマフ」
 - ⑦ 図書寮本「ユクユクオラヒテ」・穂久邇文庫本「ユクユクオラヒ」「オモフ」(左)・兼右本「ユクユクオラヒ」
『日本書紀』の古訓では、「啼哭」「叫啼」「呼号」「哀号」「行号」に、「ヲラブ」の訓みが見出せる。①「啼哭」は、「數往至故處啼哭」(『三国志』魏書・卷四『魏書』四三少帝・齊王芳)など、大声で泣く意味として見られ、⑤・⑥「哀号」もまた、漢籍に例が見出せる。小島憲之氏は、『日本書紀』雄略紀(卷十四)から欽明紀(卷十九)までは、漢籍の語句を盛んに利用した巻として挙げ、『日本書紀』に見られる「臨穴哀號愛号」は、『金光明最勝王經』の「哀號大哭」「哀號不自裁」「儘哀號哭」などによるものとみる¹³⁾。また、『古事記』においても、爾くして、多遲摩毛理、縵四縵・矛盾を分けて、太后に献り、縵四縵・矛盾を以て、天皇の御陵の戸に献り置きて、其の木実を擎げて、^a 叫哭白さく、「常世国るときじくのかくの木実を持ちて、参る上りれ侍り」とまをして、遂に^b 叫哭死にき。其のときじくのかくの木実は、是今の橘ぞ。
- の「叫哭」の訓みに、
- a (鈴)(春)(前)(曼)(寛)「サケヒ」(猪)「オケヒ」・(延)「サケビオラビテ」・(訓)「オラビ」・(校訂)「サケビオラビテ」
- b (鈴)(春)(前)「サケヒテ」・(曼)(猪)「カケヒテ」・(寛)「サケヒヲロフ」(延)(訓)(校訂)「サケビオラビテ」

など見え、延佳本以降に、「叫哭」を「オラブ」とする訓が見出せる。これら記紀の古訓における「オラブ」は、虫麻呂歌同様、悲しみ叫ぶことや、泣き叫ぶ意味で利用されていることが確認されよう。特に、『日本書紀』の「呼号」「哀号」「行号」は、「号」字を利用した悲しみの表現と捉えることが出来る。さらに『日本書紀』における同様の意味を有する表現に、

同時に虜にせられたる調吉士伊企饒、為人勇烈くして、終に降服はず。新羅の鬪將、刀抜きて斬らむとす。逼めて禪を脱かして、追ひて尻臀を以ちて日本に向けて、大きに号^{オラビ}叫^{オラビ}は咷なり。日はしむらく、「日本の將、我が臍臍を嚙へ」といはしむ。即ち、号^{オラビ}叫^{オラビ}曰く、「新羅王、我が臍臍を嚙へ。」といふ。苦め逼まると雖ども、尚し前の如く叫ぶ。是に由りて殺されぬ。

（『日本書紀』卷第十九・欽明天皇二十三年七月）

がある。この「号叫」について、新編日本古典文学全集『日本書紀』の頭注では、「『万象名義』に「咷、徒劳反。鳴也、歌声也」。この「咷」は、オラブ（悲痛のために大声で泣きわめく）に相当するか。¹⁵とある。古訓を確認すると、兼右本が「大号叫」を「サケフ」とするが、ここでは「ヲラブ」の訓は見られない。

本来、「号」字は、『説文解字』に「号、痛声也」・『類聚名義抄』に「ヨハフ・サケフ・ナツク」・『説文』に「号、噉也」・『爾雅』に「号、呼也」などと見られるように、大声で呼ぶ、さげぶや、『一切経音義』「呼也、大呼也、亦哭也」・「號而出之。號、哭也」〔春秋左氏伝〕宣公十二年）などがあるように、「哭」の泣く意味と捉えることが可能である。その他、多く典拠とされるのが、平安初期点『東大寺諷誦文』の「号^{オラビサケビ}叫^{オラビサケビ}」や、『西大寺本金光明最勝王經』の「号^{オラビサケビ}叫^{オラビサケビ}」である。また、「号」字が利用される場合、集中の左注・題詞や記紀の中では、名前や名称を示す場合がほとんどとなる。古風土記の「号」字の文字表現について、瀬間正之氏は、「号」は、古風土記の中で、『常陸』一二二例、『播磨』一二三三例、『出雲』二六六例、『肥前』八例、確認されるが『豊後』のみには用いられない用字であることが指摘されている。¹⁶古風土記においても、名称を示す「号」字の利用がほとんどであるが、『出雲国風土記』には、一例のみ、嘆く意味合いの用例がある。

その時、父猪麻呂、賊はえし女子を浜の上に斂め置き、大く苦憤を發し、天号^{オラビ}地踊^{オラビ} 行きては吟ひ居ては嘆き、昼夜辛苦みて、斂め

し所を避ることなし。

（『出雲国風土記』意宇郡・安来郷）

この他、「号」に関する悲しみの表現の表出は、『藤氏家伝』（鎌足伝）の「輻に對ひて号泣き感噎ひたまふ」などにも共通し、『日本靈異記』には、

・聲を揚げ、叫號曰、「炎火身に迫る」といふ。（上巻・第十一）

・然して後に久しくあらざる頃に、毒しき瘡、身に遍く、肌膚爛れ敗ね、苦しび病むこと比無く、終に愈ウルコト得不、叫號死。（上巻・第十六）、

・法會の衆、悉く皆號哭、堂庭に響く。（中巻・第十五）

などの用例がある。「叫号」は、先にも挙げた『東大寺諷誦文』の「号叫^{オウビサケビ}」等の古訓、「號哭」もまた、『金光明最勝王經』の古点に「号叫哭^{オウビサケビナキ}」があることにより「オラブ」と訓まれる例となる。このように、「哀号」や「叫号」など、「号」字を中心に「オラブ」の「悲痛のため大声で泣く」意味が見い出される例が確認されるのである。その一方で、『日本書紀』の「口号」そのものの古訓には、

E、前田本「クチウタシテ」(右)・「クチツウタシ」(左)、図書寮本「クチツウタシテ」(右)・「クチツウ(タシ)て」(左)、兼右本「クツウタシ」

F、北野本（二類）「クツウタ」(右)「クチウタ之」(左)、前田本「クチツウタ」(左) 図書寮本「クツテウタ(シ)」、穂久邇文庫本「クチウタ」、兼右本「クチツウタ」(右)「クチツタシ」(左)

G、穂久邇文庫本「クチウタ」、兼右本「クチツウタ」(右)「クチツタシ」(左)

として、口頭で歌を詠う意の「クチウタ」「クチツウタ」とのみ訓まれている。「口号」と同様に、古訓に「クチツウタ」とあるのが、『日本

『書紀』に一例見られる「口唱」である。

九月に勾大兄皇子は親ら春日皇女を聘ふ。月夜に清談して、天曉を覚え。斐然之藻、忽に言に形る。乃口唱曰

〔『日本書紀』卷十七・継体天皇七年・九月〕

「口唱」は、古本系、卜部系ともに「クチツウタ」とある。具体的には、

前田本「クチツウタ」(左)・図書寮本「クツテウタ(シ)て」・穂久邇文庫本「クツテウタ」・兼右本「クツウタシ」・北野本(三類)「口唱シテ□ク」

である。この「口唱」もまた、「昔孫秀口唱纂逆」〔『晋書』卷七十一・列伝・第四十一〕・「兼剛口唱打殺」〔『魏書』卷九十三・列伝恩幸第八十一〕・「口唱南无」〔『洛陽伽藍記』卷一・城内〕など、「口号」同様に、言葉を口に声で出す、もしくは、口頭でと成る意味となる。

以上のように、『日本書紀』古訓では、「口号」に「ヲラブ」とする訓は無いものの、「呼号」「哀号」「行号」など「号」字を含む語彙に、「ヲラブ」の訓みが見出せ、その場合「号」字の持つ嘆きの意味が表立っている用法となることが理解される。

では、なぜ、古訓に「口号」に見られない「オラブ」の訓みが根強く試みられているのであろうか。「口号」の用例においても、悲しみの表出と捉えることが、以下の四例である。再び、例を挙げてみる。

A 昔壮士あり、新しく婚礼を成す。未だ幾時も経ねば、忽ちに駄使となりて、遠き境に遣はされぬ。公事は限りあり、会ふ期は日なし。ここに娘子、感慟悽愴、疾疢に沈み臥しぬ。累年の後に、壮士還り来り、覆命すること既も了りぬ。乃ち詣り相視るに、娘子が姿容の、疲羸せること甚異だしくして、言語哽咽す。ここに壮士、哀嘆びて涙を流し、裁歌口号。その歌一首

(16)三八〇四

娘子、臥しつつ、夫君の歌を聞き、枕より頭を挙げ、声に応へて和ふる歌一首

ぬばたまの黒髪濡れて淡雪の降るにや来ますここだ恋ふれば

(16)三八〇五

今案ふるに、この歌は、その夫使はされて、既に累載を経ぬ。而して還る時に当たりて、雪降る冬なり。斯に因りて、娘子この淡雪の句を作るか。

或る本の反歌に曰く

B 我が命は惜しくもあらずさにつらふ君によりてそ長く欲りせし

(16)三八一三)

右、伝へて云はく、時に娘子あり、姓は車持氏なり。その夫久しく年序を経れども、往來をなさず。ここに娘子、係恋に心を傷ましめ、痾瘕に沈み臥せり。瘦羸せること日に異にして、忽ちに泉路に臨む。ここに使ひを遣り、夫君を喚び来す。乃ち歎歎き涙を流し、口号斯歌、登時逝没りぬ、といふ。

F 冬十月の庚戌の朔にして甲子に、紀温湯に幸す。天皇、皇孫建王を憶ほしいで、愴爾み悲泣びたまひ、乃口号曰

山越えて海渡るともおもしろき今城の内は忘らゆましじ 其の一

水門の潮のくだり海くだり後も暗に置きてか行かむ 其の二

愛しき吾が若き子を置きてか行かむ 其の三

とのたまひ、秦大藏造万里に詔して曰はく。「斯の歌を伝へて、世に忘らしむること勿れ」とのたまふ。

(卷第二十六・齊明天皇・四年十月条)

G 冬十月の癸亥の朔にして己巳に、天皇の喪、歸りて海に就く。是に皇太子、一所に泊てて、天皇を哀慕ひたてまつりたまひ、

乃口号曰

君が目の恋しきからに泊てて居てかくや恋ひむも君が目を欲り

とのたまふ。

(卷第二十六・齊明天皇・七年十月条)

A・Bの話型は、永く逢えない間に病に伏せる妻に対して詠う歌Aと、妻が夫君に歌うBで、歌いかける対象が明確になっている。Aでは「猪名川の奥を深めて我が思へりける」(16三八〇四)とあり、『新大系』では、

…千年に障ることなく万代にかくしもあらむと大船の思ひ頼みて出立の清き渚に朝なぎに來寄る深海松夕なぎに來寄る繩のり深海松の深めし児らを…

(13) 三三〇二

を引用し、将来まで変わらないと深く信頼する気持ちを示すとす⁽¹⁸⁾。主に挽歌に見られる「かくのみにありけるものを」と、相手への思いの深さを述べる相聞的発想の「奥を深めて」を利用しつつ、病に臥した妻の様を示しながら、このようになっていたとは知らず、猪名川の底が深いように心の奥深く私は思っていたと解釈することが出来る。Bでは、臨終の妻が、自分自身の命は惜しくないが、あなたゆえに命が長らえることを願ったのだと詠う。これらの二首には、

かくのみにありける君を 衣にあらば下にも着むと 我が思へりける

(12) 二九六四

恋ひつつも後も逢はむと思へこそ 己が命を長く欲りすれ

(12) 二八六八

など類歌がみられ、いずれも歌表現としては、目新しいものではない。『日本書紀』F・Gもまた同様で、「今城の内は 忘らゆましじ」として亡き建王とゆかりある場所を忘れられそうにないのだと詠う。「忘らゆましじ」は、

勝鹿の真間娘子の墓を過ぎた時の作である、山部赤人の「言のみも 名のみも我は 忘らゆましじ」(③四三一)とする、真間娘子のかつての伝説を、その土地によって偲ぶ表現や、「三月四日、兵部大丞大原真人今城の宅して宴する歌」に、用例が見られる。

堀江越え遠き里まで送り来る 君が心は 忘らゆましじ

(20) 四四八二

右の歌一首、播磨介藤原朝臣執弓、任に赴きて別れを悲しむるなり。主人大原今城伝へ読みて云爾。

この、四四八二番歌では、左注により、別れを悲しむ表現として利用されていることが明確となる。G例の「君が目欲り」にも、

道遠み来じとは知れるものからに然そ待つらむ君が目を欲り

(④七六六)

朽網山夕居る雲の薄れ去なば我れは恋ひむな君が目を欲り

(⑪二六七四)

など、相聞歌の表現を用いていることがわかる。このように、A・B・F・Gは、取り立てて目新しい表現を有するものではなく、相聞や悲別といった発想に基づいた類句を利用して心情を詠う。これらが、散文の作歌契機と繋がることにより、その場面が形成され、詠われる状況が「口号」という語によって示される。そして、歌のあり方が成り立つ構成となるのである。

この「口号」の用例の中で、悲しみの表出と捉えることが可能なA・Bや『日本書紀』のF・G例は、「号」字に内包される「ヲラブ」の意味を踏まえたものであることが想定される。C・D・Eでは、本来の「口号詩」を、そのまま踏襲し文字に書かず出先において「声に出して詠う」という行為の「クチズサム」の意味として利用されていた。双方とも、歌を思い浮かべざる得ない状況に陥ることにより、歌を詠ずる行為として示されるが、文字に書かず口に出して歌うことを示す「口号」に併せて、特に、対象者の死、または死に臨む場面においては、悲嘆の感情の表出として「口号」の「号」字の意味が汲みとられ、その文字を含む「口号」が取り立てて利用されたものと見ることが出来る。その中においても、『日本書紀』の例、F・Gに関しては、『悲哀』と『遊覧』を併せもつ例であったが、A・Bの、卷十六における例では、説話的な要素を有する類似した由縁の話型に利用されており、それは、『藝文類聚』に見られる〈遊覧〉的性質とは、区別されるものとなる。

六、おわりに

従来、『萬葉集』に見られる「口号」については、D例の「山村に幸行ましし時の歌二首」(②四二九三、四)と『日本書紀』の雄略紀との関わりから論じられることが中心であった。本来「口号」は、多く唐代に利用された「詩題」の一つであり、「心に浮かぶままに吟詠」すること表す。集中にも、これを踏襲した即興の作歌として利用される「口号」の例がある一方で、悲嘆的な説話の中に用例が利用されていることが確認された。

この場合「号」字に含まれる嘆きの意味合いを、悲しみの感情の表出として利用したものであることが理解される。それにより、集中には、同じ「口号」であっても意味が分かれており、すべてを同じように訓み、解釈する場合には違和感が生じてしまう原因となり、訓みも定まらない結果となっていた。声に出して詠じるという行為は、〈悲哀〉・〈遊覧〉ともに、同一であるものの、〈悲哀〉を表現する場合には「オラブ」の訓みが、より適切であろう。特に、巻十六の左注的題詞型・伝云型の、A・Bの二例においては、『日本書紀』のような、〈遊覧〉に〈悲哀〉を併せもつ例とは別に「口号」を利用することで、〈悲哀〉の意味を強く意識して表現したものであることが理解されるのである。

注

※『萬葉集』『風土記』『古事記』『日本書紀』『日本霊異記』は、『新編日本古典文学全集』（小学館）を引用するが、一部表記を変更している箇所がある。

- (1) 近藤信義「万葉集における〈うたふ〉をめぐる文字」〔立正大学大学院紀要〕第二十五号・平成二十一年三月
- (2) 佐竹昭広ほか校注『萬葉集 四』（『日本古典文学全集』昭和五十年十月・小学館）
- (3) 小島憲之ほか校注『萬葉集 四』（『新編日本古典文学全集』平成八年八月・小学館）
- (4) 木下正俊『萬葉集全注』卷第二十（昭和六十三年一月・有斐閣）
- (5) 『時代別国語大辞典（上代編）』（昭和四十二年十二月・三省堂）
- (6) 阿部りか「萬葉集における伝誦歌―山村幸行時の歌二首をめぐる―」（『桑原博史編『日本古典文学の諸相』平成九年二月・勉誠社）
- (7) 藤原茂樹「山村に幸行しし時のうた」（『萬葉』一九一号・平成十七年一月）
- (8) 居駒永幸「蜻蛉野遊獵歌と雄略神話」紀75に「口號」と記す意味」（『古代文学』四十八号・平成二十一年三月）
- (9) 小島憲之「日本書紀の文章」（『日本上代文学と中国文学』上・昭和三十七年九月・塙書房）
- (10) 『日本書紀【歌】全注釈』居駒永幸氏担当部分（平成二十年四月・笠間書院）
- (11) 鈴木敏雄『鮑參軍詩集』（平成三年三月・白帝社）
- (12) 山田英雄「口号と口吟」（『万葉集寛書』平成十一年六月・岩波書店）

- (13) 松岡静雄『新編日本古語辭典』(昭和三十七年四月復刻版發行・初版は、昭和十二・十二月・刀江書院)
- (14) 小島憲之(9)に同じ
- (15) 小島憲之ほか校注『日本書紀②』新編日本古典文学全集・平成八年十月・小学館
- (16) 瀬間正之『豊後国風土記』『肥前国風土記』の文字表現『風土記の文字世界』平成二十三年二月・笠間書院
- (17) 冲森卓也ほか『藤氏家伝 鎌足・貞慧・武智麻呂伝 注釈と研究』(平成十一年五月・吉川弘文館)
- (18) 佐竹昭広ほか校注『新日本古典文学大系 萬葉集 四』(岩波書店・平成十五年十月)